

		附 則 (平成二年六月七日政令第三一 三号) 抄
	(施行期日)	第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (昭和五一年三月九日政令第二五 号) 抄
		第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (昭和六一年六月一七日政令第二 一四号) 抄
		第一条 この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十一年六月二十七日)から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (平成二年一二月七日政令第三四 八号) 抄
		第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年七月四日)から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (平成四年六月二六日政令第二 二二号) 抄
		第一条 この政令は、公布の日から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (平成五年一月二二日政令第七 七号) 抄
		第一条 この政令は、医療法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (平成一〇年三月一〇日政令第四 六号) 抄
		第一条 この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。
第一条	(施行期日)	附 則 (平成一一年一二月一七日政令第 四三四号) 抄
		第一条 この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。
第一条	(施行期日)	(経過規定) 1 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
2		2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
		第三条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
		附 則 (平成一八年九月二六日政令第三 二〇号) 抄
		この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。
第三条	(施行期日)	附 則 (平成二七年一一月一三日政令第 三八四号) 抄
		この政令は、水防法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年十一月十九日)から施行する。